

青森県報

号外第二十六号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目 次

告 示

○第二種特定鳥獣管理計画の策定……………(自然保護課) ……一

告 示

青森県告示第百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条の二第一項の規定により青森県第二種特定鳥獣管理計画(第二次ニホンジカ)を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県第二種特定鳥獣管理計画
(第2次ニホンジカ)

目 次

1 青森県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)の策定-----1

2 管理計画策定の目的及び背景-----1

 (1) 管理計画策定の目的-----1

 (2) 管理計画策定の背景-----1

3 管理すべき鳥獣の種類-----1

4 管理計画の期間-----1

5 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域-----1

6 現状-----2

 (1) 生息環境-----2

 ア 位置及び地形-----2

 イ 気候と森林-----2

 (2) 生息動向-----3

 ア 生息-----3

 イ 本県の潜在的な生息環境-----3

 (3) 生息状況-----3

 ア 目撃状況-----3

 イ 叢塊密度-----5

 (4) 捕獲状況及び狩猟者の推移-----6

 ア 捕獲状況-----6

 イ 狩猟者の推移-----6

 (5) 被害状況及び課題-----8

 ア 森林及び自然植生被害-----8

 イ 農業被害-----8

 ウ その他の被害-----8

7 第二種特定鳥獣管理計画(第1次ニホンジカ)の評価-----8

8 管理の目標-----9

 (1) 目標-----9

 (2) 目標を達成するための基本方針-----9

9 目標を達成するための対策-----9

 (1) シカ個体群の排除-----9

 ア 狩猟による捕獲の推進-----9

 イ 有害鳥獣捕獲の効果的な実施-----9

 ウ 捕獲手法の確立-----10

 (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施-----10

 ア 事業の目的-----10

令和4年3月

青森県

イ	実施期間	10
ウ	実施区域	10
エ	実施方法	11
オ	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	11
カ	事業の実施者	11
(3)	被害防止対策	11
ア	農林業被害対策	11
イ	自然植生被害対策	11
(4)	生息環境管理	11
(5)	モニタリング調査	12
10	管理のために必要な事項	12
(1)	各機関の果たす役割	12
ア	国	12
イ	県	12
ウ	市町村	13
エ	狩猟者団体等	13
オ	青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会	13
カ	青森県指定管理鳥獣管理対策連絡会議	13
キ	農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体	13
ク	農林業従事者、地域住民	13
(2)	管理の担い手の確保と人材の育成	15
(3)	普及啓発	15
ア	県民への周知	15
イ	防除技術の普及促進	15
ウ	捕獲技術の向上	15
(4)	隣接県等との連携	15
(5)	管理計画の検証	15
【用語集】		16

1 第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンシカ）の策定
 青森県（以下「県」という。）は、県内で目撃が増加しているニホンシカ（以下「シカ」という。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2に基づき、第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンシカ）（以下「管理計画」という。）を策定する。

2 管理計画策定の目的及び背景

(1) 管理計画策定の目的

本県では近年、シカの目撃情報が急増しており、2015（平成27）年度には初めて農林被害が確認されるなど、今後、自然環境への影響や農林業被害の拡大が懸念されることから、本県に生息するシカについて、鳥獣保護管理法施行規則（平成14年環境省令第28号）第1条の3に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的に管理を実施する。

(2) 管理計画策定の背景

シカは有史以前から一般的な狩猟獣であり、全国各地の住所、地名にも使われているほか、重要な動物性タンパク源として、また、皮は武器や衣料として、角や骨は釣針や矢じりの材料として幅広く利用されてきた。

しかし、近年、全国的に生息数の増加や、生息域の拡大により、農林業や自然生態系などに深刻な被害を及ぼしていることから、国においても指定管理鳥獣に指定し、その管理の徹底を都道府県に求めているところである。

本県では、「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック（2020年版）」（以下「RDB」という。）によると、1900年頃まで生息し、その後一度絶滅したが、1990年代に再び存在が確認されるまでの間、シカが生息しない状況で自然生態系及び生活環境が維持されてきた。しかし、1992（平成4）年に八戸市大字田面木字南ノ沢（八戸自動車道八戸料金所付近）でオス1頭の死体が回収されて以降、各地で目撃及び死亡個体が収容される事案が発生し、2015（平成27）年度から目撃件数及び頭数が急増している。また、同年には県内で初めてシカによる農林被害が確認された。

こうした状況から、本県のシカは隣接県からの移入によるものとみられ、シカがこのまま本県に定着し、生息頭数が増加することになれば、希少植物の食害や採食圧による林内植生の減少など自然生態系への影響や農林業被害の拡大が懸念される状況となっている。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンシカ (*Cervus nippon*)

4 管理計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域でシカが目撃されていることから、県全域とする。

6 現状
(1) 生息環境

ア 位置及び地形

(7) 位置
本県は、本州の最北端に位置し、北は、津軽海峡を隔てて北海道と相対し、東は太平洋に、西は日本海に臨み、南は岩手県、秋田県の二県に接している。

(4) 地形

県の中央部の奥羽山脈を境として、日本海側の津軽地方では、奥羽山脈の延長にある山地と出羽山脈の延長にある山地によって囲まれた沖積平野である肥沃な津軽平野が岩木川流域に広がっている。

また、奥羽山脈の北端には、青森市を中心とした青森平野が広がっている。一方、太平洋側の県南地方では、北上山地から続く火山灰土におおわれた台地や段丘が広く分布し、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ地域には丘陵地が形成されている。西の津軽半島と東の下北半島はそれぞれ北に延び、両半島の真ん中に陸奥湾が存在する。

イ 気候と森林

(7) 気候

本県は温帯の北部に位置し、平均気温10℃、年降水量は1,300mm前後で、夏が短く冬が長い冷涼な気候で、四季がはっきりしている。夏季は、津軽地方は比較的温度が高く温暖な日が多いが、県南地方では春の終わりから夏にかけてヤマセ（偏東風）が吹き、低温の日が多い。

冬季は、西ないし北西の季節風が強くなり、津軽地方では雪の日が多く多雪となるが、県南地方は冷え込みが激しいものの、晴天の日が多く雪は少ない。

(4) 森林

本県は、世界自然遺産の白神山、樹氷で知られる八甲田連峰、津軽富士として親しまれている岩木山、北海道を望む本州北端の下北半島など、景観的に優れた森林に恵まれ、日本三大美林の一つで下北半島や津軽半島に多いヒノキを始め、白神山や八甲田山のラウ、全国第四位の造林面積のヌギ、県南地域のアカマツ、海岸線にはクロマツなど、多種多様な樹種が分布している。

また、森林面積は、県の約66%に当たる63万3,122haで、内訳は国有林面積が62%、民有林が38%となっており、国有林比率は、全国平均の31%を大幅に上回っている。

【表-1】県内の県民局管内別森林率

区分	総面積(ha)	森林(ha)	森林率(%)
東青	147,812	112,418	76.1
中 南	155,635	99,409	63.9
三 八	127,489	73,770	57.9
西 北	179,438	112,379	62.6
上 北	212,584	116,378	54.7
下 北	141,608	118,738	83.8
合 計	964,564	633,122	65.6

資料：令和3年度青森県森林資源統計書（青森県林政課）
*端数処理で合計が合わない箇所がある。

(2) 生息動向

ア 生 態

シカは、ベトナムから中国東部、台湾、ロシア沿海地方など、東アジアに広く生息し、日本では、エゾシカ（北海道）、ホンシエウシカ（本州）、キエウシエウシカ（四国・九州）、ツシエウシカ（長崎県対馬）、マゲウシカ（鹿児島県馬毛島）、ヤクシカ（鹿児島県屋久島）、ケラマシカ（沖縄県慶良間諸島）が分布している。しかし、北海道から九州まで身体の大きさに一定の連続変異が認められることからニホンシカとして統一されている。

形態的な特徴としては、夏毛に白い斑点があること、黒い毛で縁取られた大きな尻斑を持つこと、大人のオスは普通3又4本の角を持つことなどが特徴である。分布域は森林率40～70%の低山帯域に集中する傾向があり、クヌギ・コナラ林やアカマツ林、ヌギ・ヒノキ造林地や里山など明るい開けた森林に生息している。また、食性は可塑性に富み、アセビ、トベラ、ナギなどの特定種を除くほとんどの種を食べる。餌が少なくなると冬期にはササ、スゲなどのイネ科草本に依存することが多い。

シカは集団性が強く「群れ」をつくらせて生活する。オスとメスは、通常、別々の群れをつくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通1歳まではメスの群れに留まるが、2歳を超えるとメスの群れを出て、他のオスと共に「オスの群れ」を作る。

繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスは「なわばり」を形成する。オスは「なわばり」の中にメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ「ハレム」をつくる。また、条件の良い場所では群れの大きさが大きくなり高い密度に達する種である。

そのため、シカが適正密度以上に増加した場合、農林業に対する被害が深刻な問題となるだけでなく、自然植生に対しても破壊的な圧力が加わることがある。その影響はニホンシカ自身にも現れ、高密度になると餌環境の悪化や破壊を引き起こし、個体群の劣化にもつながる。

イ 本県の潜在的な生息環境

環境省作成の「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンシカ編）」によれば、シカの分布域は森林率40～70%の低山帯に集中するとされている。これを本県の6つの地域県民局別にみると、東青・下北管内では70%を超えるが、中南・三八・西北・上北管内ではシカが生息しやすい森林率となっていることから、特に注意が必要である。

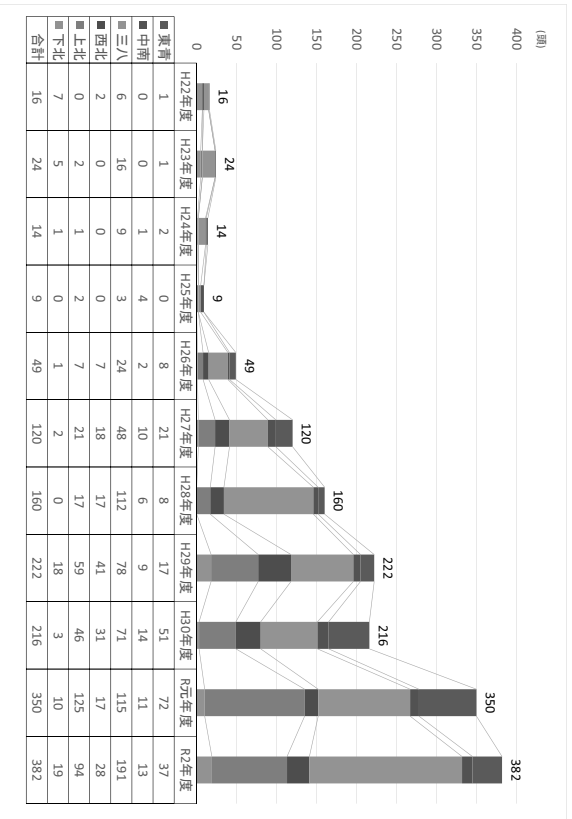
また、シカは積雪の深い地域には分布しないとされていたが、実際は、積雪の深い地域にも生息し、積雪期に雪の少ない地域へ移動（季節移動）することから、積雪深にかかわらず全ての地域で注意が必要である。

(3) 生息状況

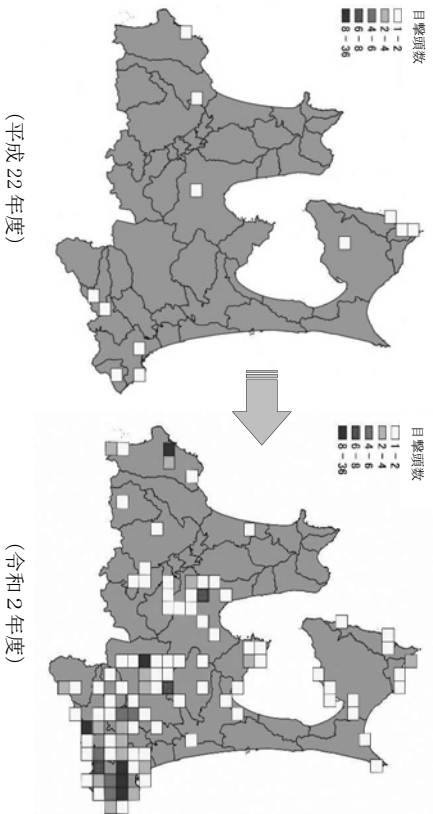
ア 目撃状況

1992（平成4）年に八戸市大字田面木字南ノ沢（八戸自動車道八戸料金所付近）でオス1頭の死体が回収されて以降、各地で目撃及び死亡個体が收容される事案が発生し、2015（平成27）年度から目撃頭数が急増している。

【図一】 目撃頭数の推移 (令和 3 年 10 月 31 日時点)



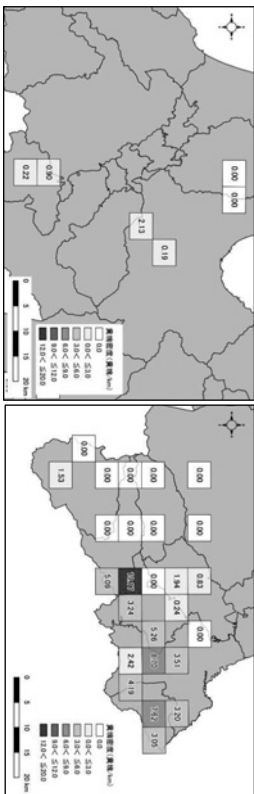
【図一 2】 目撃地点の推移



イ 糞塊密度

糞塊法による調査を、2020 (令和 2) 年度は県南地域 26 マッシュで、津軽地域 6 マッシュで実施し、最大値が南部町の 19.17 糞塊 / km となった。
また、県南地域の糞塊密度は、調査開始時の 2015 (平成 27) 年度は平均が 0.35 糞塊 / km で、2020 (令和 2) 年度の平均が 2.69 糞塊 / km、津軽地域については、調査開始時の 2016 (平成 28) 年度糞塊は確認されなかったが、2020 (令和 2) 年度の平均が 0.57 糞塊 / km と同地域とも増加傾向となっている。

【図一 3】 2020 (令和 2) 年度糞塊密度調査結果



【表一 2】 県南地域の糞塊密度推移

県南地域 市町村	平均糞塊密度 (糞塊 / km)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
八戸市	0.04	0.38	0.17	0.55	1.56	4.46
三戸町	0.47	2.99	1.37	1.98	1.14	1.70
五戸町	0.05	0.07	0.07	0.12	0.29	0.92
田子町	0.04	0.22	0.16	0.49	0.42	0.38
南部町	2.02	1.89	1.47	3.18	1.92	5.58
階上町	0.50	1.58	0.31	1.43	1.65	4.95
新郷村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00
十和田市	-	-	-	-	-	0.00
県南地域全体	0.35	1.07	0.58	1.28	1.13	2.69

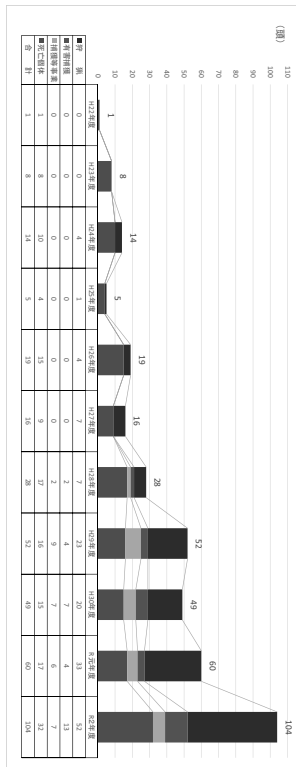
【表一 3】 津軽地域の糞塊密度推移

津軽地域 市町村	平均糞塊密度 (糞塊 / km)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
青森市	-	-	-	-	-	1.16
大鰐町	-	0.00	0.00	0.00	0.11	0.56
五所川原市	-	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00
外ヶ浜町	-	0.00	0.00	0.00	0.00	-
今別町	-	0.00	0.00	0.00	0.00	-
津軽地域全体	-	0.00	0.03	0.00	0.04	0.57

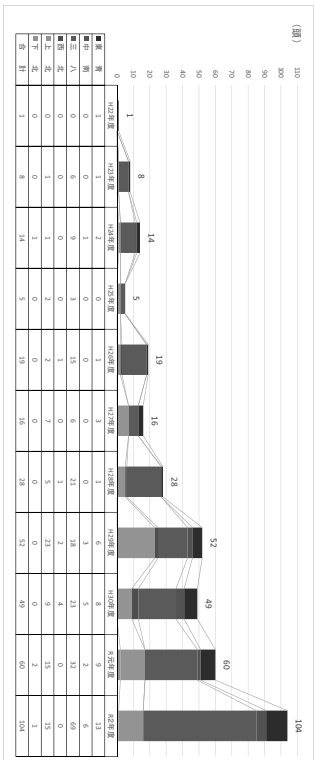
(4) 捕獲状況及び狩猟者の推移
ア 捕獲等実績

本県では、1910（明治43）年代にシカが地域絶滅したことで、シカの狩猟は行われてこなかったが、1990（平成2）年代に目撃が確認されて以降、年に数頭捕獲されており、近年は増加傾向である。また、2016（平成28）年度から県による捕獲を行い、2020（令和2）年度は7頭を捕獲しているほか、有害鳥獣捕獲については13頭、狩猟については52頭捕獲しており、自動車や列車との衝突等による死亡個体は32頭と増加傾向である。

【図一4】 捕獲等実績推移（捕獲種類別）



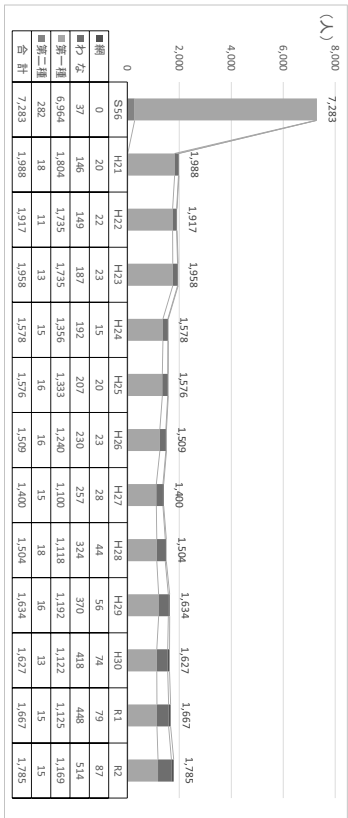
【図一5】 捕獲実績推移（地域別）



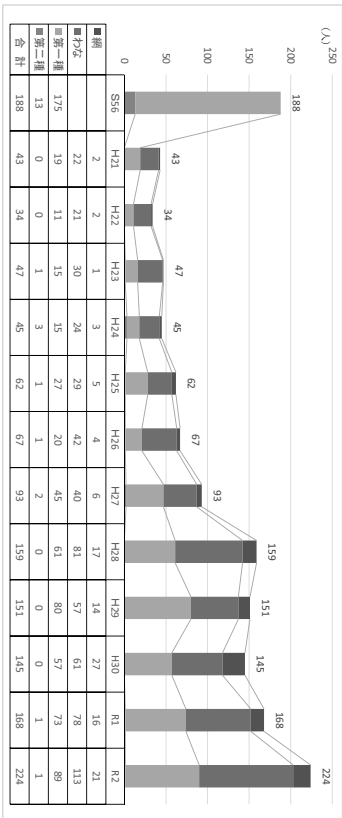
イ 狩猟者の推移

狩猟者の担い手である狩猟者について、狩猟免許所持件数をみると、ピークである1981（昭和56）年度は7,283人であったが、その後、減少の一途をたどり、2015（平成27）年度には1,400人まで減少したが、翌年度より狩猟免許試験の回数が増え、2020（令和2）年度には1,785人と増加傾向にある。また、近年、免許取得に対する支援や農家等による自衛のため、第一種銃猟及びわな免許の新規取得件数が増加傾向で推移しており、年齢別では、依然として60歳以上が半数以上を占めている。

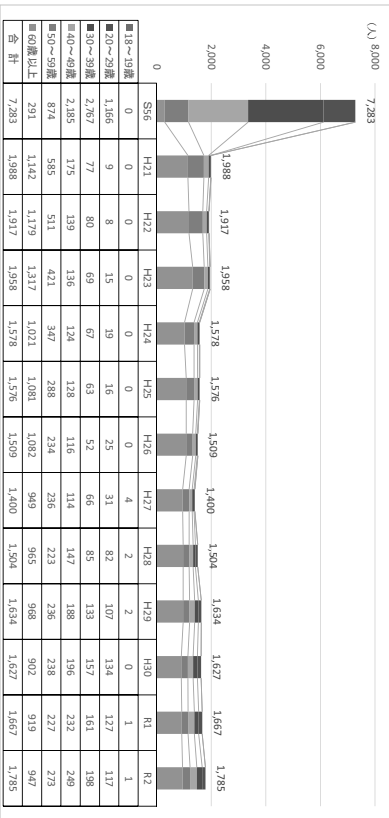
【図一6】 狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）



【図一7】 狩猟免許新規取得件数の推移（免許種類別）



【図一8】 狩猟免許所持件数の推移（年齢別）



(5) 被害状況及び課題

ア 森林及び自然植生被害

森林や自然植生などの被害報告はない。
シカが定着し、生息域の拡大と生息数の増加が進めば、林業被害や貴重な高山植物の消失など植生被害が発生し、県内の自然公園や世界自然遺産白神山地区などの貴重な自然生態系や生物多様性に影響を及ぼすことが懸念される。

イ 農業被害

本県における農業被害は、2015（平成 27）年度の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」において、三戸郡三戸町のりんご園地で本県初のシカによる農作物被害が確認され、2020（令和 2）年度は、被害面積 25 ヶールで、被害金額約 44 万円となっている。

この他にもシカによる被害は発生しているものと考えられるが、農家がシカによる被害を判断できないことや、被害が小規模であることから、被害額等の把握がされていない。

ウ その他の被害

シカによる交通事故（列車や自動車との衝突）が、年々増加している。

生息数の増加と分布地域の拡大が進めば、同様の衝突事故が多発することとなるほか、ヤブビルやヤブダニなどの外部寄生虫が増加し、人間の生活環境に大きな影響を与えることが懸念される。

7 第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）の評価

管理の目標とした三八地域における平均糞塊密度は、2020（令和 2）年度において低密度下での捕獲の困難さ等から 7 市町村のうち 4 市町が目標より高くなっているものの、大幅に増加しておらず、また、農作物被害についても急激な増加とはなっていないことから、本県におけるニホンジカの生息状況は、未だ低密度な状態にあると考えられる。

一方で、目撃頭数や目撃地点が増加傾向にあることから、引き続き低密度下での効果的な管理対策に取り組んでいく必要がある。

○参考 第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）の管理の目標

ア 新たに侵入したシカ個体群の排除により、三八地域におけるシカの生息密度を 2016（平成 28）年度の水準（平均糞塊密度 1.07 糞塊/km）以下に抑える。
また、その他の地域は、可能な限り現状維持（糞塊密度 0 糞塊/km）を目指す。
イ シカの農作物被害を 2015（平成 27）年度の水準（被害面積：12 ヶール）以下に抑える。

8 管理の目標

(1) 目標

新たに侵入したシカ個体群の排除により、シカの生息密度指標である平均糞塊密度を 2016（平成 28）年度の水準以下に抑える。
なお、今後、生息状況モニタリング調査などにより、新たな目標を設定する必要がある場合は、見直しを検討する。

【表-4】

地 域	平均糞塊密度	備 考
三八地域	1.07 糞塊/km	2016（平成 28）年度の水準
その他地域	0 糞塊/km	〃

(2) 目標を達成するための基本方針

シカによる本県の農林業及び生活環境被害の防止や植物群落等生態系への影響がない状態を維持することが重要である。

目標を達成するための方針としては、狩猟による捕獲を推進するとともに、目撃が相次いでいる地域周辺の山林、牧草地及び農地における有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の効果的な実施により、県内全域において捕獲を実施する。

また、侵入防止柵等の設置や耕作放棄地の解消など、地域ぐるみの取り組みによるシカが生息しにくい環境の整備を進めていく。

さらに、本県はシカの生息密度が低い地域であるため、現状に適した効果的・効率的な捕獲手法を構築する。加えて、隣接県等の情報収集を積極的にを行い、侵入経路や越冬場所の把握、継続したモニタリング調査などにより、未来予測の不確実性を考慮したフューズバック管理（順応的管理）を行う。

9 目標を達成するための対策

(1) シカ個体群の排除

ア 狩猟による捕獲の推進

狩猟による捕獲を推進するため、狩猟規制を次のとおり緩和する。なお、規制の緩和については、生息密度の増加等状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(ア) 狩猟期間の延長

シカに係る狩猟期間を次のとおり延長する。

11 月 1 日から 3 月 31 日まで

なお、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大にかける注意喚起を行うとともに、狩猟者に対して安全な狩猟の徹底を啓発するなど安全確保に努める。

また、狩猟期間のうち 2 月中旬から 3 月下旬は、RDB において最重要希少野生生物に指定されているイヌワシ・クワタカの抱卵期にあたることから、狩猟者に対し、これらの種に対する理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。

イ 有害鳥獣捕獲の効果的な実施

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を推進する。

特に農業被害の防止のため以下の取組を優先的に実施する。

(7) 農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカによる農業被害が発生した地域においては、農地周辺での有害鳥獣捕獲を優先的に実施する。なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、おなを使用した捕獲を推進する。

(1) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においておなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

(4) 予察捕獲の推進

被害が発生していない地域であっても、生息状況等を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害鳥獣捕獲）を推進する。

ウ 捕獲手法の確立

低密度地域における捕獲手法について先進事例等の情報収集に努めながら、研究機関等と連携し、低密度な生息状況における効果的・効率的な捕獲手法を検証、確立する。

エ 捕獲に向けた担い手の育成・確保

本県に長らく生息しなかつたシカを捕獲するほか、狩猟者の捕獲技術の向上を図る取組を実施するとともに、狩猟者の減少や高齢化は野生鳥獣の永続的な管理に支障をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の喚起や狩猟免許を取得しやすしい環境整備等の取組を推進するとともに、社会貢献に意欲的な担い手を育成・確保していく。

また、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、有害鳥獣捕獲の実施体制の整備を図る。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の目的などは次のとおりとする。なお、詳細については、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）において、別途定めるものとする。

ア 事業の目的

2015（平成 27）年の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、緊急的に捕獲を進める鳥獣として環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ノシジク、ニホンジカ）を国又は都道府県が主体的に捕獲する事業として「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設された。

県は、シカの目撃情報が多く、被害のリスクが高い地域においてシカの捕獲等を実施し、本管理計画の目標の達成を図る。

イ 実施期間

管理計画の計画期間内で、年度毎に定めるものとする。

ウ 実施区域

県全域とする。ただし、事業対象地域については実施計画において定めるものとする。

とする。

エ 実施方法

認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

オ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法を定めるものとする。

カ 事業の実施者

県

(3) 被害防止対策

ア 農林業被害対策

(7) 侵入防止柵の設置

市町村、農林業団体、農林業者、地域住民は、他の鳥獣被害対策と併せて侵入防止柵の設置を計画的に行うとともに、適切な維持管理を実施していくため、各種研修会や侵入防止効果を上げる改良等について、関係機関等と連携し検討する。

また、農林業者による自律的な捕獲が進むよう、おな等による捕獲技術及び法令遵守を指導するとともに、狩猟免許の取得に向けた取組を支援する。

(4) 森林における被害防止体制の整備

市町村は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）で定める市町村森林整備計画において、鳥獣被害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、森林整備と一体となった具体的な鳥獣被害防止の対応策の強化につなげる取組を検討する。

(4) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的な被害防止対策を行うためには、地域住民からの目撃情報や被害情報の収集、農地・林地等の適正な管理など地域が一体となった取組が重要であることから、県及び市町村は、これら取組を実施するための研修会等を開催するなどして、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

イ 自然植生被害対策

近年、世界遺産白神山や十和田八幡平国立公園など、貴重な自然環境を有する地域でシカが目撃されており、天然林や高山植物被害のほか自然生態系への影響が懸念されていることから、国や隣接県を含めた関係機関等と連携して、目撃情報や被害情報の収集に努めるとともに、目撃情報が相次いでいる地域の周辺部において、捕獲圧を高めシカ個体群の排除に努める。

(4) 生息環境管理

シカは身を隠すことのできる山林、藪等を利用していることから、シカが生息する山林と農地との間に、シカが身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を整備し、シカを寄せ付けない生息環境整備に努める。
耕作放棄地や造林未済地では草本類が繁茂し、シカにとつて餌量が豊富な環境となり生息数の急激な増加を起す要因となることから、センサーカメラ調査等によ

リ・ホソヅカの生息状況等を把握し、個体群管理の参考情報を得るなど、適切な管理を行う。

(5) モニタリング調査
シカの生息状況・生息には、分布や生息、生息数等の科学的なデータが必要であることから、生息状況や被害状況等について、全県を対象としたモニタリング調査を継続的に実施する。

なお、モニタリング調査の結果を踏まえ、有識者、農林関係団体、関係機関から構成する青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会において評価を行い、必要に応じて管理計画の見直しを行うこととする。

【表一5】モニタリングの内容

項目	内容
捕獲情報の収集	狩猟及び有害鳥獣捕獲における、捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等の基礎データを収集し、分布状況の指標とする。
目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする。
生息密度の把握	糞塊法やライトセンサス法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
侵入段階の把握	ポインストラップ法により侵入段階を把握し、分布状況の指標とする。
被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。

10 管理のために必要な事項
管理計画の目標を達成するため、国、県、市町村及び関係団体等が密接に連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、シカ個体群の排除、被害防除対策及び生息環境管理等の施策の実施に取り組む。

(1) 各機関の果たす役割

ア 国
国立公園や国有林等の国が管理する地域等において、捕獲や被害防除などの対策を検討・実施するとともに、県及び市町村等が行う捕獲活動に対する情報の共有及び捕獲活動の場を提供する。また、世界自然遺産白神山地の適正な保全管理の推進を図るため、白神山地世界遺産地域連絡会議において、関係機関相互の連絡調整を行いながらシカ対策を協議する。

イ 県
管理計画の策定及び見直し、捕獲体制の整備など各種管理施策の実施や全県を対象にモニタリング等の調査を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。また、シカの生息や被害防除方法等について情報収集し、国や市町村、農林業関係団体等に提供するとともに、実施計画を定め、実施する。
さらに、狩猟者の減少や高齢化は、シカの永続的な管理に支障をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、担い手の確保・育成に努める。

ウ 市町村
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき被害防止計画を作成し、地域の状況に合わせた有害鳥獣捕獲や防護柵設置及び生息環境管理を関係団体と連携する。また、総合的に実施するとともに、農林業者による自衛的な捕獲対策を検討する。
また、県が実施するモニタリング調査について、調査に協力するとともに、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

さらに、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

エ 狩猟者団体等

シカ個体群の排除に重要な役割を担う狩猟者団体等は、関係計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害鳥獣捕獲の実施について市町村等に協力する。

また、県が行う捕獲や生息状況等のモニタリング調査に協力する。
さらに、認定鳥獣捕獲等事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

オ 青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会

管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。
また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行い、助言を行う。

カ 青森県指定管理鳥獣管理対策連絡会議

指定管理鳥獣の生息状況・捕獲状況等の情報共有を行う。

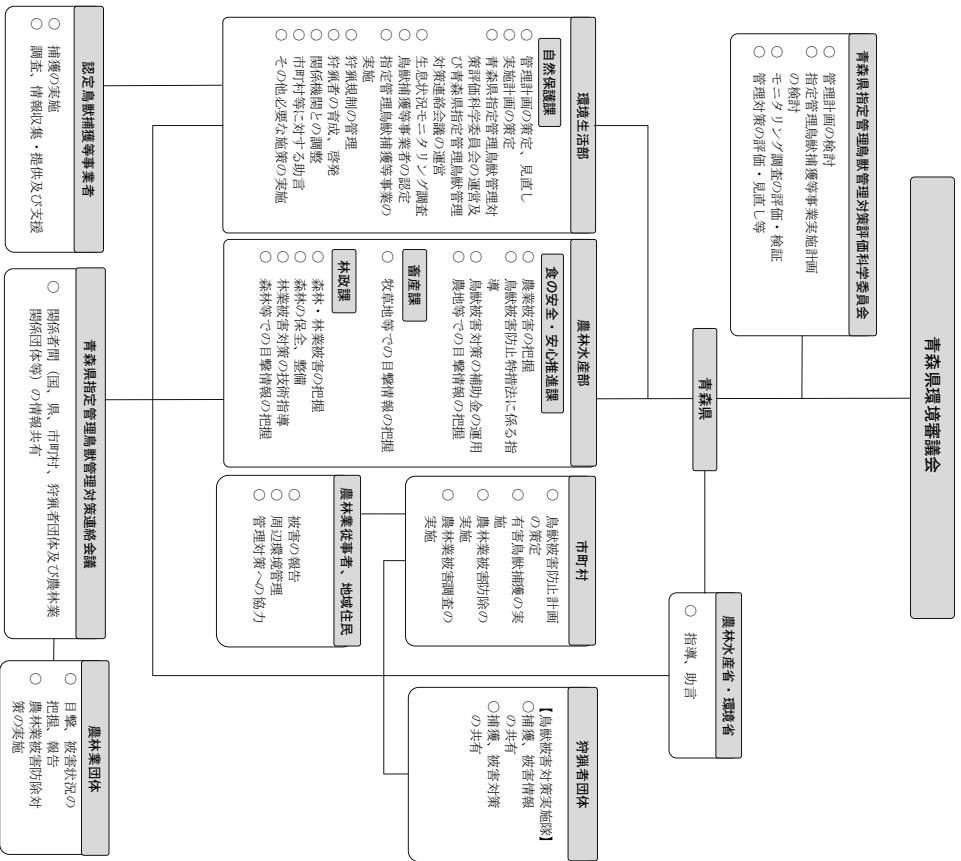
キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体

組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用 の提案を行う。

ク 農林業従事者、地域住民

適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりには農林業従事者や地域住民が一体となって取り組むほか、研修会等に自主的、積極的に参加して効果的な防除技術の習得に努める。
また、国、県や市町村、関係団体等が実施するシカ被害の防除対策に係る取組に協力する。

【図一 9】 管理計画実施体制



(2) 管理の担い手の確保と人材の育成
 狩猟や有畜鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が課題となっていることから、県、市町村及び関係機関が連携を図りながら担い手の確保と育成に努める。また、地域ぐるみの被害防止対策を講じていくため、鳥獣の生態や被害防除技術を理解し、的確な対策を実施・指導できるリーダーの育成に努める。

(3) 普及啓発
 ア 県民への周知
 農林業被害等を未然に防止するには、単に捕獲に依存するだけでは困難であり、地域ぐるみの被害防止対策が求められることを、広く県民に周知する必要がある。このため、本計画の内容のほか、シカの状態や農林業、生活環境、自然生態系への影響について広報媒体や各種関連行事を通じて普及啓発を行う。

イ 防除技術の普及促進
 農林業被害対策を推進するため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者(市町村、農業協同組合の担当職員等)を育成する研修等を実施する。

ウ 捕獲技術の向上
 低密度地域である本県に適した、安全かつ効率的な捕獲技術の習得に必要な支援を実施する。特に、今後はわなの使用数の増加が想定されるため、わなに関する技能や知識の普及を図っていく。

(4) 隣接県等との連携
 県は、管理計画を推進していくため、隣接県が定める関係計画との調整を図るとともに、国及び岩手県、秋田県と連携しながら広域的な取組を検討する。

(5) 管理計画の検証
 県は、モニタリング調査等の結果を踏まえながら、青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会において生息状況や各種取組の進捗・成果の評価・検証を行い、フイードバック管理(順応的管理)により目標及び方策等の見直しを行う。

【用語集】

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間
に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民
の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的
として、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。国立公園、国定公園、
都道府県立自然公園がある。

市町村森林整備計画

森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作
成する10年を一期とする計画。

指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法で創設された、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環
境大臣が定めた鳥獣（ニホンジカ及びびイノシシ）について、都道府県又は国の機関が
捕獲等をする事業。一定の条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めること
が可能。

造林未済地

森林の伐採跡地で、人工的に植栽（再造林）をしなければ健全な森林に復元しない
と考えられるもののうち、伐採後3年を経過しても植栽が行われず放置されている林
地。

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法に基づき、著しく増加した野生鳥獣の地域個体群について、科学的
知見を踏まえ、明確な管理の目標を設定し、総合的な対策を実施することで、長期に
わたる安定的な管理を図ることを目的として、都道府県知事が定める計画。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

農林水産省が所管する、この法律は、現場にもっとも近い行政機関である市町村が
中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支
援すること等を内容とするもの。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2014（平成26）年に公布、2015（平成27）年に施行させた「鳥獣の保護及び狩猟の
適正化に関する法律の一部を改正する法律」による改正後の「鳥獣の保護及び管理並
びに狩猟の適正化に関する法律」（略称は鳥獣保護管理法）のこと。その生息数を適正
な水準に増加等させる「鳥獣の保護」と、その生息数を適正な水準に減少等させる「鳥
獣の管理」の2つの概念が定義された。また、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の
担い手育成を推進するために、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入や指定管理鳥獣捕獲

等事業の創設等が行われた。

認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等するために必
要な従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事
により認定を受けた鳥獣の捕獲等をする事業者（法人）。

被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づ
いて、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止施策を総合かつ効果的に実施するた
め、市町村が策定する鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画。

フイードバック管理（順応的管理）

管理計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によ
って、管理計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理におい
て対象となる野生生物は、基本情報が不足する不確実系、絶えず変動する非常系、境
界がはっきりしない解放系である。これらを考慮して、当初の予測がはずれる事態が
起こることを予め管理システムに組み込むことが必要である。

糞塊法

調査対象地域内に設定した調査地に落ちている糞塊をカウントすることで、個体数
密度を指標として推定する手法。1回の脱糞で排泄された糞塊の集まり
が1糞塊として記録される。

ポイストラップ法

繁殖期（秋季）におけるオスの鳴き声を録音機により記録し、鳴き声の回数や種類
を解析することにより侵入段階を調査する手法

捕獲圧

野生の生物を捕獲する際の捕獲作業努力の度合い。

モニタリング

継続的に調査や監視を行うこと。

ライトセンサー法

夜間に一定のコーン上の両脇を、ライトで照らしながら一定時間調査または車両で
走行する個体数調査手法。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円